

第16条第1号中「規定による派遣」の次に「(第17条の2第1項第3号及び第17条の4第2項において「公益法人派遣」という。)」を加える。

第16条の次に次の1条を加える。

(支給日等)

- 第16条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第18条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の熊本県職員等の給料等の支給に関する規則(昭和26年熊本県人事委員会規則第7号)第3条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日まで第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
- 4 一般職員給与条例第10条第6項及び県立学校給与条例第11条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、一般職員給与条例第10条第6項及び県立学校給与条例第11条第6項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして一般職員給与条例第10条第3項第1号又は県立学校給与条例第11条第3項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が一般職員給与条例第10条第3項第1号又は県立学校給与条例第11条第3項第1号及び一般職員給与条例第10条第3項第2号又は県立学校給与条例第11条第3項第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び一般職員給与条例第10条第3項第2号又は県立学校給与条例第11条第3項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (3) 職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第10条第4項第1号及び県立学校給与条例第11条第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第17条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第17条第2項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の1条、見出し及び2条を加える。

(返納の事由及び額等)

- 第17条の2 一般職員給与条例第10条第7項及び県立学校給与条例第11条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は一般職員給与条例第10条第1項若しくは県立学校給与条例第11条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年熊本県条例第6号)第2条第1項の規定により派遣され、公益法人派遣をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる時
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第10条第7項及び県立学校給与条例第11条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第8条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び一般職員給与条例第10条第3項第2号又は県立学校給与条例第11条第3項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合であっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合であってはその者の利用する